業務部通関部門における通関処理体制の変更について

行政需要に対する適切な対応及び効率的な業務運営を図るため、業務部通関部門における通関処理体制を変更しますのでお知らせします。

1. 変更日

令和2年7月1日(水)

2. 変更箇所(下線部)

部 門 名	6/30 までの担当品目	7/1 以降の担当品目
特別通関第1部門特別通関第2部門	・第1類〜第 24 類、 第 94 類〜第 97 類 ・マニュアル申告	・第1類〜第 24 類、 <u>第 41 類〜第 71 類</u> ・マニュアル申告
通関第1部門	第 25 類~第 67 類	第 25 類~第 40 類
通関第2部門	第 68 類~第 93 類	第 72 類~第 97 類

3. 担当部門が変更となる申告について

下表の申告については担当部門が変更となりますので、NACCS 申告について下記 ①~⑥に該当する場合、あて先部門コードを7月以降の担当部門コードに上書き訂正のうえ、後続業務を行うようご協力お願い申し上げます。

また、6月末までに申告(予備申告を含む)し、区分2,3となった下表の申告の関係書類の提出(MSX 又は紙での提出)は、可能な限り、6月30日中に申告部門に提出するようご協力お願い申し上げます。

代表税番	6/30 までの担当部門	7/1 以降の担当部門
第 41 類~第 67 類	通関第1部門(01)	特別通関第1、2部門(88)
第 68 類~第 71 類	通関第2部門(02)	特別通関第1,2部門(88)
第 94 類~第 97 類	特別通関第1,2部門(88)	通関第2部門(02)

() は部門コード

- ①6月末までに申告事項登録し、7月以降に申告(予備申告を含む)を行う場合
- ②6月末までに予備申告し、7月以降に本申告を行う場合
- ③6月末までに引取り申告し、7月以降に特例申告を行う場合
- ④6月末までに承認されたBPのIBPを7月以降に行う場合
- ⑤6月末までに許可された輸入申告の修正申告又は更正の請求を7月以降に行う場合
- ⑥6月末までに許可された輸出申告の許可後訂正を7月以降に行う場合

(お問い合わせ先) 業務部通関総括第1部門 045-212-6150 業 務 部 管 理 課 045-212-6130